

工業用水道料金算定要領（改正案 新旧対照表）

新	旧
<p>工業用水道料金算定要領</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条を実施するため、工業用水道料金算定要領を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣</p> <p>第1 基本原則</p> <p>一 （略）</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条第2項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。<u>なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項で定める公共施設等運営事業（以下「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。</u></p> <p>三 （略）</p>	<p>工業用水道料金算定要領</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条を実施するため、工業用水道料金算定要領を次のように定める。</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣</p> <p>第1 基本原則</p> <p>一 （略）</p> <p>二 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第17条第2項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。</p> <p>三 （略）</p>

四 (略)

第2 算定期間

(略)

第3 総括原価

総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用、法人税等、資産維持費及び配当金を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものであると認められる累積欠損金（直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を越える場合におけるその超える部分の金額をいう。）があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 (略)

二 (略)

三 法人税等

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額とする。

四 (略)

第2 算定期間

(略)

第3 総括原価

総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用及び資産維持費を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものであると認められる累積欠損金（直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を越える場合におけるその超える部分の金額をいう。）があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 (略)

二 (略)

(新設)

四 資産維持費

(略)

五 配当金

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とする。

六 控除項目

(略)

第4 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率（各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。）が70/100未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$\text{料金} = \frac{\{\text{経費} + (\text{原価償却費} - \text{長期前受金戻入額} + \text{支払利息}) \times \text{年平均有収率} \times 100/70}{\text{契約水量}} + \frac{\text{資産維持費} + \text{法人税等} + \text{配当金}}{\text{控除項目合計額} - \text{長期前受金戻入額}}$$

三 資産維持費

(略)

(新設)

四 控除項目

(略)

第4 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率（各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。）が70/100未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$\text{料金} = \frac{\{\text{経費} + (\text{原価償却費} - \text{長期前受金戻入額} + \text{支払利息}) \times \text{年平均有収率} \times 100/70}{\text{契約水量}} + \frac{\text{資産維持費}}{\text{控除項目合計額} - \text{長期前受金戻入額}}$$

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他
の維持管理費

別添様式

料金説明資料

(事業名)

(事業体名)

「料金説明資料」記入上の注意

1 ～ 5 (略)

6. 公共施設等運営事業の場合は、適切な費用項目等を各様式に準じて作成すること。

7. 用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格 A4 とする。

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他
の維持管理費

別添様式

料金説明資料

(事業名)

(事業体名)

「料金説明資料」記入上の注意

1 ～ 5 (略)

(新設)

6. 用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格 A4 とする。

1. ～ 3. (略)

4. 料金

(1) 料金に関する説明

イ. 事業のこれまでの経緯及び現在の経営状況

ロ. 改定(設定)理由(箇条書き)

ハ. 累積欠損金発生理由及び今後の対応(箇条書き)

(2) 料金原価計算

項目	前年度決算(見込) (年度)		算定期間総額 (年月～年月)		備考
	金額(千円)	単価	金額(千円)	単価	
営業費用 A					
維持管理費					
人件費					
動力費					
薬品費					
修繕費					
受水費					
負担金					
その他管理費					
減価償却費等					
営業外費用 B					
支払利息					
法人税等 C					
資産維持費 D					
配当金 E					
費用計 A+B+C+D+E=F		-		-	
控除項目 G		-		-	
総括原価 F-G=H		-		-	
水量(千 m^3) I		-		-	
料金=H/I					

(注) 1 金額は、消費税抜きで記入すること。
 2 単価は、各項目を水量で除したもので、円単位である。
 3 料金は、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記入すること。
 4 水量は、事業者が定める料金体系の基礎となる適切な量とすること。

項目	現 行	改定(設定)案	備 考
基本料金(円/ m^3)			アップ率(%)
特定料金(円/ m^3)			アップ率(%)
実施時期	年月日	平成 年月日	

5. (略)

1. ～ 3. (略)

4. 料金

(1) 料金に関する説明

イ. 事業のこれまでの経緯及び現在の経営状況

ロ. 改定(設定)理由(箇条書き)

ハ. 累積欠損金発生理由及び今後の対応(箇条書き)

(2) 料金原価計算

項目	前年度決算(見込) (年度)		算定期間総額 (年月～年月)		備考
	金額(千円)	単価	金額(千円)	単価	
営業費用 A					
維持管理費					
人件費					
動力費					
薬品費					
修繕費					
受水費					
負担金					
その他管理費					
減価償却費等					
営業外費用 B					
支払利息					
資産維持費 C					
費用計 A+B+C=D	-	-	-	-	
控除項目 E	-	-	-	-	
総括原価 D-E=F	-	-	-	-	
水量(千 m^3) G	-	-	-	-	
料金=F/G					

(注) 1 金額は、消費税抜きで記入すること。
 2 単価は、各項目を水量で除したもので、円単位である。
 3 料金は、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記入すること。
 4 水量は、事業者が定める料金体系の基礎となる適切な量とすること。

項目	現 行	改定(設定)案	備 考
基本料金(円/ m^3)			アップ率(%)
特定料金(円/ m^3)			アップ率(%)
実施時期	年月日	平成 年月日	

5. (略)

6. 収支関係積算内訳

ヨ. 法人税等

(単位:千円)

項目	年度							算定期間合計 (年度～年度)
	(前々年度)	(前年度見込み)						
法人税等								
対前年度に比し変動のある場合の説明								

タ. 配当金

(単位:千円)

項目	年度							算定期間合計 (年度～年度)
	(前々年度)	(前年度見込み)						
配当金								
対前年度に比し変動のある場合の説明								

7. (略)

6. 収支関係積算内訳

(新設)

(新設)

7. (略)